

## 小規模企業共済制度



「小規模企業共済」って  
経営者が事業をやめたり、  
役員を退いたとき  
などに備える

### 退職金制度

なんだって!

# 経営者の退職金制度が あることをご存じですか?



毎月3万円の掛金  
(年間36万円)で例えば  
課税対象所得  
400万円の方ならば

**108,000円の節税!**  
にもなる!

事業資金などが借りられる  
**契約者貸付制度**  
もあるって知ってました?



### 制度のポイント

- 廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。受け取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。
- 掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。
- 共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- 事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人は不要)地震、台風、火災等の災害時にも貸付を受けられます。

※※ お問い合わせ・お申込みは最寄りの商工会又は、沖縄県商工会連合会へお願い致します。※※  
沖縄県商工会連合会 TEL 098-859-6150 〒901-0152沖縄県那覇市小祿1831番地の1